

訪問介護 おたふく調布訪問介護事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 INDIGO合同会社が開設するおたふく調布訪問介護事業所(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護及び指定介護予防・日常生活援助(総合事業)(以下「指定訪問介護等」という)の事業(単に「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、自治体、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 おたふく調布訪問介護事業所

所在地 東京都調布市国領町7-1-1 第2エスレートオギモト1-D

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名以上

管理者は事業所に勤務する職員及び業務の管理を一元的に行う。

サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、指定訪問介護等の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

訪問介護員等 常勤加算2.5人以上(サービス提供責任者を含む。)

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日(祝日を含む)

ただし、1月1日から1月3日までを除く

- 二 営業時間 午前9時から午後5時まで
サービス提供は営業日の午前6時から午後8時
- 三 電話等により24時間常時連絡が取れる体制とする。

(指定訪問介護等の提供方法、内容、利用料等)

第6条 指定訪問介護等の内容、利用料等は次の通りとし、利用料は別紙料金表によるものとする。指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、ご利用者の負担はその1割、2割または3割の額とする。

身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣介助、体位交換、
通院介助、見守りの援助

生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

2 事条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の実施地域を超えて1kmにつき100円

3 前項の支払いを受ける場合には、ご利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は調布市とする。

(相談・苦情対応)

第8条 事業所は、ご利用者からの相談、要望、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問介護等に関するご利用者の相談、要望、苦情等に対し迅速に対応する。

2 事業所は、前項の相談、要望、苦情等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 サービスの提供に際し、ご利用者に事故が発生したときは、速やかに市区町村、介護支援専門員、ご利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際し採った措置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ご利用者に賠償すべき場合には、損賠賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、サービスの提供中にご利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡するなど必要な措置を講じる

2 前項の場合、訪問介護員等は速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他)

- 第12条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次の取り設けるとともに、より良い勤務体制を目指す。
- 採用時研修 採用後1か月以内
 継続研修 1年に2回以上
- 2 事業所の従業員は業務上知り得たご利用者、又はその家族の秘密を漏洩しない。この義務は退職後も有効である。

附則 この規定は、令和5年8月1日から効力を生じる。

別紙料金表

ご利用料金（2級地 単位数×11.12円）

①介護保険対象

1回あたり

サービス内容		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体 介 助	20分未満	163	¥	¥182	¥363	¥544
	20分以上30分未満	244	¥2,713	¥272	¥543	¥814
	30分以上1時間未満	387	¥4,303	¥431	¥861	¥1,291
	1時間以上	567	¥6,305	¥631	¥1,261	¥1,892
	1時間を超えて30分を増すごとに	+82	¥911	¥92	¥183	¥274
生活 援 助	20分以上45分未満	179	¥	¥200	¥398	¥597
	45分以上	220	¥2,486	¥245	¥490	¥734

調布市総合事業（介護予防・生活援助サービス事業）

国基準訪問型

(A2)

ひと月当たり

	単位数	利用料（ひと月当たり）			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度の利用が必要な場合 （要支援1・2事業対象者）	1176	¥13,077	¥1,308	¥2,616	¥3,924
週2回程度の利用が必要な場合 （要支援1・2事業対象者）	2349	¥26,120	¥2,612	¥5,224	¥7,836
週3回程度の利用が必要な場合 （要支援1・2事業対象者）	3727	¥41,444	¥4,145	¥8,229	¥12,434

月途中での開始・終了について、給付内容が変わった場合は日割り計算いたします。

加算

夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）の場合

25パーセント増し

深夜（22：00～6：00）の場合

50パーセント増し

訪問介護員2名派遣の場合

2倍

その他加算

		単位数	利用料	利用料	利用料	利用料
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	ひと月につき	+200	¥2,224	¥223	¥445	¥668
緊急時訪問介護加算	1回につき	+100	¥1,112	¥112	¥223	¥334
処遇改善加算	1月につき（ご利用者ごとに、当該月の総単位数について算定） 総単位数：基本サービス費＋各種加算。減産の単位数					
	要件	処遇改善加算の単位数		利用料		

介護職員処遇改善加算Ⅱ	キャリアパス要件及びその他の要件をすべて満たす対象事業所	単位数×22.4パーセント	左の単位数×1単位の単価
特定事業所加算Ⅱ (令和7年4月から算定予定)	研修体制、定期的な現場の課題などの検討会議の確保一定以上の有資格者確保などの要件をすべて満たす事業所	単位数×10パーセント	左の単位数×1単位の単価

*緊急時訪問介護加算 ご利用者やその家族から要請を受けサービス提供者がケアマネジャーと連絡を取りケアマネジャーが必要と認めたとき、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行ったとき

*初回加算 新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対し初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合

*介護職員処遇改善加算は介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に求められる加算制度

*介護職員等特定処遇改善加算は技能、経験のある介護職員の処遇を目的に処遇を更に加算して支給する制度

*サービス提供のために使用する水道、ガス、電気等の費用はご利用者の負担となります。

②介護保険対象外

介護保険給付対象外のサービス料金は全額ご利用者の負担となります。

③交通費

通常の事業の実施区域内は交通費は無料です。

④キャンセル料

ご利用日の前日の17時までに連絡いただいた場合	無料
前営業費の終了後ご利用の当日に連絡をいただいた場合	1,000円
訪問時不在等の場合	1,000円

